



県章

山形県公報

平成29年6月30日(金)

第2857号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……678
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村計画課) ……679
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……680
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……681
- 同……………(同) ……682
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……683
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 都市公園の区域の変更……………(都市計画課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……685

選挙管理委員会関係

告 示

- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

企業局関係

規 程

- 山形県水道用水供給規程の一部を改正する規程……………686

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……同
- 平成30年度山形県立農林大学校入校者の募集……………(農政企画課) ……同
- 一般競争入札の公告……………(会計局) ……687
- 平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……689

告 示

山形県告示第465号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3ユニオン五日町ビル3F	指定相談支援事業所 ピース 新庄市本町7番31号ユニオン本町ビル402号室	平成29. 7. 1

山形県告示第466号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	廃止年月日
l e a p ウェルフェアサポート株式会社 新庄市金沢1073番地の2 オフィスサカエ105号	指定相談支援事業所 リープ 新庄市金沢1073番地の2 オフィスサカエ105号	平成29. 6. 30

山形県告示第467号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
企業組合ライス・サポート
代表理事 鈴木 清
山形市城南町二丁目4-4
- 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
鈴木 清 山形市城南町二丁目4-4 玄米	同 左	国内産農産物に限る。	平成29年6月16日
矢野 廣司 天童市本町一丁目8-16 玄米	同 左		
森谷 茂泰 天童市大字蔵増甲972 玄米	同 左		

石井 啓順 山形市城西町二丁目2-47 玄米		
高橋 良友 北村山郡大石田町大字田沢729 玄米	同	左
板垣 隆志 山形市飯田西四丁目12-11 玄米	同	左
日下部 賢一 山形市木の実町12-30-601 玄米	同	左
櫻井 努 山形市桜町四丁目10-1 玄米	同	左
中村 幸洋 山形市深町三丁目2-10 玄米		
土井 信治 酒田市北仁田字川除90 玄米	同	左
三浦 昌樹 東根市本丸北一丁目5-29 玄米	同	左
村上 春 山形市籠田二丁目1-21 玄米	同	左

山形県告示第468号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
上山市	2者	上山市牧野字中原2311番ほか7筆

2 認可年月日

平成29年6月23日

山形県告示第469号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	鹿野内正行	東根市大字泉郷甲2687番地
同	石山光示	同 島大堀35番地
同	木嶋幸造	同 野川2615番地
同	奥山博	同 羽入1834番地
同	阿部俊之	西村山郡河北町大字新吉田970番地
同	吉野仁一	東根市大字観音寺261番地の3
同	武田佐内	同 六田一丁目4番17号
同	岡田春治	同 大字観音寺2423番地340
同	杉浦常蔵	同 松沢90番地内第1号
同	早坂正旨	同 板垣中通り44
同	小野久雄	同 大字野田220番地
同	松田俊樹	同 板垣中通り16
同	森谷政雄	同 大字羽入1298番地
同	今田好行	西村山郡河北町大字田井2番地
同	名和博	東根市大字野川1379番地
監事	太田徳幸	同 野田102番地
同	寒河江一浩	同 羽入192番地
同	平澤忍	同 荷口86番地
同	小関春男	同 泉郷121番地の2

山形県告示第470号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東根市土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年6月30日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	鹿野内正行	東根市大字泉郷甲2687番地
同	石山光示	同 島大堀35番地
同	木嶋幸造	同 野川2615番地
同	奥山博	同 羽入1834番地
同	阿部俊之	西村山郡河北町大字新吉田970番地
同	岡田春治	東根市大字観音寺2423番地340
同	杉浦常蔵	同 松沢90番地内第1号
同	早坂正旨	同 板垣中通り44
同	森谷政雄	同 大字羽入1298番地
同	今田好行	西村山郡河北町大字田井2番地
同	名和博	東根市大字野川1379番地
同	森谷友市	同 六田二丁目5番10号
同	黒田正行	同 大字野田1番地
同	大江宗俊	同 関山386番地
監事	寒河江一浩	同 羽入192番地
同	中野和夫	同 荷口54番地
同	杉浦正敏	同 蟹沢750番地の1
同	小関光夫	同 泉郷103番地

山形県告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営間坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月30日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営間坂地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
米沢市役所及び川西町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成29年6月30日から同年7月31日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第472号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営屋代郷1地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営屋代郷1地区土地改良事業（水利施設整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

高島町役場

3 縦覧に供する期間

平成29年6月30日から同年7月31日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第473号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営草岡地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営草岡地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

長井市役所

3 縦覧に供する期間

平成29年6月30日から同年7月31日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知っ

た日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第474号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営成田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営成田地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
長井市役所
- 3 縦覧に供する期間
平成29年6月30日から同年7月31日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第475号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成29年6月30日から同年7月14日まで縦覧に供する。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童大江線
- 2 供用開始の区間 寒河江市本町二丁目226番から
同 六供町一丁目335番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年6月30日

山形県告示第476号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）第2条第2項の規定により定めた悠創の丘の区域の一部を廃止し、当該区域を次のように変更した。

なお、関係図面は、県土整備部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課において縦覧に供する。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

悠創の丘の区域
次の図のとおり

悠創の丘



山形県告示第477号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

株式会社 東原支店 山形銀行	山形市東原町三丁目9 番2号	株式会社 県庁支店 山形銀行	を
” 山形駅前支 店	” 幸町2番5号	” ”	

株式会社 山形駅前支 山形銀行 店	山形市幸町2番5号	株式会社 県庁支店 山形銀行	に、
----------------------	-----------	-------------------	----

” 米沢北支店	米沢市門東町三丁目1 番5号	” ”	を
---------	-------------------	-----	---

” 東原支店	山形市小白川町一丁目 8番26号	” ”	に改める。
” 米沢北支店	米沢市門東町三丁目1 番5号	” ”	

附 則

この規程は、平成29年7月3日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第57号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成29年6月30日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

「 ” 大沢集会施設
” 酒田市青沢克雪管理センター」を「 ” 酒田市青沢克雪管理センター」に改める。

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第7号

山形県水道用水供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年6月30日

山形県企業管理者 高橋 広樹

山形県水道用水供給規程の一部を改正する規程

山形県水道用水供給規程（昭和58年2月県企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の65」を「100分の60」に改める。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成29年6月30日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 申請のあった年月日
平成29年6月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人山形県小型船舶安全協会
 - (2) 代表者の氏名
齋藤 賢作
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市大浜一丁目3番24号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、小型船舶等に係る安全航行に関する指導、教育、救難救助訓練等の安全講習会等を行い、海洋レジャー活動の健全な発展に貢献する。
又、沿岸海域の資源保護、天然魚礁の保全、人工魚礁の設置及び藻場づくりの増進活動と海面汚濁防止活動を基本として、豊かな海づくり運動の趣旨を広く社会に発信する。

平成30年度山形県立農林大学校の入校者を次のとおり募集する。

平成29年6月30日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 募集人員
60名
- 2 応募資格
学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校を卒業した者（平成30年3月に卒業見込みの者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると知事が認めた者
- 3 応募手続
入校志願書を次の期間内に新庄市大字角沢1366番地 山形県立農林大学校に提出すること（郵送による提出の場合は、当該期間の末日までの通信日付印があるものに限り有効とする。）。
 - (1) 推薦入校 平成29年10月24日（火）から同月31日（火）まで
 - (2) 一般入校（前期） 平成29年11月22日（水）から同月30日（木）まで

（後期）平成30年3月1日（木）から同月7日（水）まで

4 選考試験

(1) 推薦入校

イ 期 日 平成29年11月10日（金）
ロ 場 所 山形県立農林大学校
ハ 試験科目 小論文及び面接

(2) 一般入校

イ 期 日 前期：平成29年12月8日（金）
後期：平成30年3月13日（火）
ロ 場 所 山形県立農林大学校
ハ 試験科目 数学Ⅰ、生物基礎及び農業と環境の3科目の中から選択した1科目、国語総合（古典を除く。）、小論文並びに面接

5 その他

- (1) 一般入校（前期）の選考試験の結果により、一般入校（後期）の選考試験を行わない場合がある。
- (2) 山形県立農林大学校への入校については、1から4までに掲げる事項のほか、平成30年度山形県立農林大学校学生募集要項に定めるところによる。
- (3) 詳細については、山形県立農林大学校（電話番号0233(22)1527）、農林水産部農政企画課（電話番号023(630)2414）又は最寄りの総合支庁産業経済部農業技術普及課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ロータリ除雪車及び小形除雪車の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日 時 平成29年8月9日（水）午前10時

2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量
イ ロータリ除雪車2.2メートル級 2台
ロ 小形除雪車1.3メートル級 1台
- (2) 調達をする物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月16日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)のイ及びロごとの総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

- (5) 当該調達物品又はこれと同機種の物品を製造した実績又は納入した実績があることを証明できること。
- (6) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できることを証明できること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県会計局会計課調達担当 電話番号023(630)2723

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県会計局会計課調達担当で交付するほか山形県のホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/>) からダウンロードできる。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

2の(1)のイ及びロごとに規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年7月25日（火）午前11時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月19日（水）午前11時までに山形県会計局会計課調達担当に提出するとともに、併せて3の(5)及び(6)に係る事項を証する書類並びに2の(1)の物品の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札物品仕様書については、2の(1)の物品の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札により調達をする物品の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）第3条の規定により議会の議決を要する場合がある。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① 2.2meters Rotary Snow Remover Quantity: 2
- ② 1.3meters Compact Snow Remover Quantity: 1

- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. August 9, 2017
 (3) Contact point for the notice: Commodity Supplies Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL023 (630) 2723

平成30年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成29年6月30日

山 形 県 教 育 委 員 会
 教 育 長 廣 瀬 渉

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	入学定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	10

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成30年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成30年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成29年8月7日（月）から同月18日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成29年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工 業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

平成29年8月26日（土）

(2) 面接期日

平成29年8月26日（土）学力検査終了後

※定員に満たない場合は平成30年1月に2次募集と選抜を実施する（小論文と面接による選抜）。

6 合格発表

平成29年8月30日（水）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。